

瑞国運協収第 2 号
令和 8 年 1 月 日

瑞穂町長 山崎 栄 様

瑞穂町国民健康保険運営協議会
会 長 村上 文男

瑞穂町国民健康保険運営協議会諮問事項について（答申）（案）

令和 7 年 1 2 月 1 5 日付け、瑞住発第 2 4 6 号をもって諮問のあった件について慎重に審議した結果、意見を付して次のとおり答申します。

1 諮問事項

- ・ 令和 8 年度瑞穂町国民健康保険税の改定について
- ・ 特別療養費制度について

2 答申

(1) 令和 8 年度瑞穂町国民健康保険税の改定について

東京都から令和 8 年度区市町村標準保険料率が示されましたが、所得割、均等割共に、瑞穂町の保険税率と比べ、大きな乖離がある中で、赤字補てん額である一般会計からの法定外繰入を計画的・段階的に解消・削減していくためには国民健康保険税率の改定は必要です。また、子どもや子育て世帯を支えるための新たな仕組みである子ども・子育て支援納付金は、全ての医療保険制度加入者が医療保険料とあわせて拠出する意味合いから、東京都が示す所得割・均等割とすることについて答申するものです。

① 基礎課税額

- ・ 所得割率を現行の 6.03%を 6.20%に引き上げる。
- ・ 均等割額を現行の 28,000 円を 29,000 円に引き上げる。

② 後期支援分

- ・ 所得割率を現行の 1.85%を 1.95%に引き上げる。
- ・ 均等割額を現行の 10,500 円を 11,000 円に引き上げる。

③ 介護納付分

- ・ 所得割率を現行の 1.55%を 1.65%に引き上げる。

④ 子ども・子育て支援納付分

- ・ 所得割率を 0.28%、均等割額を 1,708 円、18 歳以上の均等割額を 178 円とする。

(2) 特別療養費制度について

別紙「瑞穂町国民健康保険に係る滞納世帯主等に対する措置に関する取扱要綱」を制定し、取扱要綱に基づき、保険税滞納世帯主に対して保険税の納付勧奨を行い、悪質な保険税滞納世帯主には、特別療養費支給対象者向けの資格確認書等を交付する等、収納対策に努めること。

3 意見

- (1) 住民の健康維持に努め医療費の抑制に努めること。
- (2) 財政健全化計画は、被保険者に過度な負担とならないよう配慮すること。
- (3) 地方税法の改正に伴う課税限度額の引き上げと、国民健康保険税の軽減判定所得の拡充については、国民健康保険税の確保の観点から必要であり、低所得者に対する配慮から速やかに行うこと。
- (4) 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病予防事業を推進し、医療費抑制に努力すること。
- (5) 財源の確保及び収納対策を図り、収納率の向上に努めること。
- (6) ジェネリック医薬品使用促進の啓発やレセプト点検を強化し医療費の適正化を更に推進すること。

瑞穂町国民健康保険に係る滞納世帯主等に対する措置に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第54条の3に基づく特別療養費の支給(以下「支給措置」という。)及び法第63条の2に基づく保険給付の差止め(以下「差止措置」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険税滞納世帯主等 法第54条の3第1項に規定する保険料滞納世帯主等のうち、国民健康保険税に係るものをいう。
- (2) 保険税納付の勧奨等 法第54条の3第1項に規定する保険料納付の勧奨等のうち、国民健康保険税に係るものをいう。

(特別の事情等に関する届出)

第3条 次の各号のいずれかの事由に該当することにより支給措置又は差止措置の対象外となる者は、特別の事情等に関する届出書(様式第1号)を町長に届け出なければならない。

- (1) 法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができること。
- (2) 当該保険税の滞納につき災害その他の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第28条の6に規定する特別の事情があると認められること。

(弁明の機会の付与)

第4条 町長は、保険税滞納世帯主等に対し、保険税納付の勧奨等を行ってもなお当該保険税を納付しない場合は、当該保険税滞納世帯主等に弁明する機会を付与しなければならない。

2 町長は、前項の規定により弁明の機会を付与する場合は、弁明の機会付与通知書(様式第2号)により、当該保険税滞納世帯主等に通知するものとする。

(支給措置に係る通知等)

第5条 町長は、前条第2項に規定する通知書により指定した提出

期限までに、弁明書が提出されない場合又は弁明書によってもなお特別療養費を支給することが適当であると認める場合は、特別療養費の支給に係る事前通知書（様式第3号）により、当該保険税滞納世帯主等（以下「支給措置者」という。）に通知するものとする。

2 前項の場合において、町長は、支給措置者に対し、支給措置者及びその世帯に属する被保険者に係る国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の返還を求めるとともに、特別療養費支給対象者向けの資格確認書を交付するものとする。

3 町長は、前項の規定により資格確認書の返還を求めるに当たっては、国民健康保険資格確認書返還請求通知書（様式第4号）により、当該支給措置者に通知するものとする。

（療養の給付等に係る通知）

第6条 町長は、法第54条の3第4項に規定する療養の給付等を行う場合は、療養の給付等に係る事前通知書（様式第5号）により、当該世帯主にあらかじめ通知するものとする。

（差止措置の通知）

第7条 町長は、法第63条の2第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止める場合は、国民健康保険給付支払一時差止通知書（様式第6号）により、当該世帯主に通知しなければならない。

（控除の通知）

第8条 町長は、法第63条の2第3項の規定により国民健康保険税額を控除する場合は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の5各号に掲げる事項を、国民健康保険税控除通知書（様式第7号）により、当該世帯主にあらかじめ通知しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

令和8年度税制改正大綱

令和7年12月19日
自由民主党
日本維新の会

(6) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を 67 万円（現行：66 万円）に引き上げる。
- ② 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、令和 8 年度予算措置を前提に、所要の措置を講ずる。

(7) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を 31 万円（現行：30.5 万円）に引き上げる。
- ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を 57 万円（現行：56 万円）に引き上げる。

歳入

款	項	R8年度	R7年度	比較 (R8-R7)
		千円	千円	千円
1. 国民健康保険税			667,670	
	1. 国民健康保険税	調整中	667,670	
2. 国庫支出金		1	16	-15
	1. 国庫補助金	1	16	-15
3. 都支出金		2,496,154	2,360,961	135,193
	1. 都補助金	2,496,154	2,360,961	135,193
4. 財産収入		1	1	0
	1. 財産運用収入	1	1	0
5. 繰入金		427,077	433,276	-6,199
	1. 他会計繰入金	427,076	433,275	-6,199
	2. 基金繰入金	1	1	0
6. 繰越金		1	1	0
	1. 繰越金	1	1	0
7. 諸収入		10,007	10,007	0
	1. 延滞金、加算金及び過料	10,002	10,002	0
	2. 町預金利子	1	1	0
	3. 雑収入	4	4	0
歳入合計		調整中	3,471,932	

歳 出

款	項	R8年度	R7年度	比較 (R8-R7)
1. 総 務 費		千円 25,754	千円 28,027	千円 -2,273
	1. 総 務 管 理 費	11,357	13,259	-1,902
	2. 徴 税 費	14,397	14,768	-371
2. 保 険 給 付 費		2,450,351	2,309,570	140,781
	1. 療 養 諸 費	2,079,299	1,988,269	91,030
	2. 高 額 療 養 費	353,981	302,745	51,236
	3. 出 産 育 児 諸 費	10,505	12,006	-1,501
	4. 葬 祭 諸 費	3,100	3,200	-100
	5. 移 送 諸 費	32	32	0
	6. 結核、精神医療給付金	3,434	3,317	117
7. 傷 病 手 当 金	0	1	-1	
3. 国民健康保険 事業費納付金		1,077,758	1,082,978	-5,220
	1. 医 療 給 付 費 分	692,827	717,423	-24,596
	2. 後期高齢者支援金等分	262,418	267,976	-5,558
	3. 介 護 納 付 金 分	100,274	97,579	2,695
4. 子ども・子育て支援納付金分	22,239	0	22,239	
4. 保 健 事 業 費		38,398	39,809	-1,411
	1. 保 健 事 業 費	6,988	8,308	-1,320
	2. 特定健康診査等事業費	31,410	31,501	-91
5. 基 金 積 立 金		1	1	0
	1. 基 金 積 立 金	1	1	0
6. 公 債 費		124	124	0
	1. 公 債 費	124	124	0
7. 諸 支 出 金		7,011	7,011	0
	1. 償還金及び還付金	7,011	7,011	0
8. 予 備 費		2,158	4,412	-2,254
	1. 予 備 費	2,158	4,412	-2,254
歳 出 合 計		3,601,555	3,471,932	129,623

令和 8 年度瑞穂町国民健康保険事業運営方針（案）

国民健康保険は、国民皆保険の基盤となる制度として医療保険制度の中核を担い、地域住民の安心・安全な医療の確保と健康保持増進に大きな役割を果たしています。平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うことになり、区市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされています。

町の被保険者数は、4, 525 世帯 6, 702 人（令和 7 年 12 月 31 日現在）です。被保険者加入割合は、21.0%となっており、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療への移行により減少しています。

町の国民健康保険の財政運営においては、平成 29 年度に策定した国保財政健全化計画に基づき国税の改定を行っていますが、現状では、一般会計からの赤字補てんの解消につながっていない状況となっています。また、令和 6 年 2 月に策定された「東京都国民健康保険運営方針」において、令和 12 年度に納付金ベースの統一を目指すという方針が示されました。納付金ベースの統一に向け、現在の国保財政健全化計画の検証を行います。

昨年 12 月 2 日から保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。今後は、マイナ保険証の登録及び利用率を高め、オンライン資格確認の適正な運用や、医療 D X の推進に対応します。

医療費適正化のため、ジェネリック医薬品差額通知書の発行による使用促進、レセプト点検の強化及び柔道整復施術等の点検を引き続き推進します。

国民健康保険税の収納対策として実施してきた短期被保険者証、被保険者資格証明書は廃止され、特別療養費制度が改正されました。特別療養費制度の要綱整備を行いに基づいた納付勧奨通知を送付し、収納対策をとって実施します。滞納事案については財産調査の徹底により、適正な滞納整理や執行停止の判断を行うことにより、滞納額の圧縮を図り、収納率の向上を目指します。

第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の抑制を図るため、生活習慣病予防事業を推進します。同計画は、令和 8 年度に中間評価を行うことになっているため、事業や目標の達成状況を確認し、計画内容の改善等を検討します。

特定健康診査の受診率向上を図るため、町内医療機関と公立福生病院の個別健診を継続し、集団健診では肺がん・胃がん検診の同日受診を行います。また、新規対象者（40 歳到達者）、隔年受診者、受診率が低い年代・地区の未受診者などに対して、文書、電話等、様々な機会を捉えて、受診勧奨を実施します。特定保健指導については、実施率向上と事業の必要性の意識付けを図るため、特定健康診査の集団健診と同日に特定保健指導の初回面談が実施できる体制を確保し、利用者の利便性の向上を図ります。また、専門職による電話、文書等での利用勧奨も継続するとともに、町医師会など関係機関の協力のもと様々な機会に事業の必要性を周知し、実施率の向上に努めます。

このほか、国や都の補助金の確保、事務費の削減に努めるなどの内部努力を行い、国民健康保険の安定化に努め、国民健康保険の被保険者に対して適切な保険給付を行います。

以上の運営方針に基づき下記の事業に取り組みます。

1. 財 政

国が進める保険税軽減のための赤字補てんとしての一般会計繰入金の解消を計画的に実施するため、瑞穂町国民健康保険財政健全化計画に基づいた保険税率の見直しを図るとともに、医療費の適正化と収納率向上のための各種事業に取り組みます。

2. 資格管理

マイナ保険証を基本とする仕組みに移行したため、オンライン資格確認の適正な運用を行います。また、被保険者のマイナ保険証登録の有無により、「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を交付します。

被保険者資格適用の適正化を図るため、オンライン資格確認システムにより作成される資格重複状況結果一覧を確認し、二重加入となっている被保険者に対して、国保資格喪失を届け出る旨の勧奨通知を送付します。

3. 給付の適正化・軽減

医療費給付の適正化・軽減を図るため、次の施策を実施します。

- ① 被保険者の資格の照合・調査及び被用者保険各法との調整を行います。
- ② レセプト点検（資格点検・内容点検）を強化します。
- ③ 第三者行為に係るレセプト点検を推進します。
- ④ 柔道整復施術等の療養給付費の点検を推進します。
- ⑤ 糖尿病の既往歴のある方のレセプトや特定健康診査の結果を分析し、糖尿病重症化による人工透析治療とならないよう予防事業を実施し医療費給付の削減を図ります。
- ⑥ 頻回受診や重複薬など受診行動の適正化を図ります。
- ⑦ 健診結果異常値放置者や治療中断者に受診勧奨を行います。

4. 国民健康保険税

適正な賦課及び収納率の向上を図ります。

- ① 被保険者の過度な負担に配慮しつつ、国民健康保険税の税率改定を検討します。
- ② 口座振替やキャッシュレス決済による納税を推進します。
- ③ 滞納事案については財産調査の徹底により適正な滞納整理や執行停止の判断を行うことにより滞納額の圧縮を目指します。
- ④ 資格、賦課、収納の各担当職員間の連携に努め、的確な業務を行います。
- ⑤ 特別療養費制度に基づく納付勧奨を住民課、税務課で行います。

5. 特定健康診査等事業

生活習慣病の早期発見及び予防と健康増進事業を活用した継続的な医療費抑制策を実施します。

① 特定健康診査

【個別健診】

町内医療機関で5月11日から10月31日まで、健康診査を継続して実施します。

また、公立福生病院では、5月11日から11月30日まで健康診査を実施し、呼吸器（肺がん・結核）の同日受診を可能とします。

【集団健診】

保健センター等で実施し、それぞれ呼吸器（肺がん・結核）・胃がん検診の同日受診を可能とします。また、平日以外の実施日や、町内医療機関での個別健診実施期間終了後の実施日を設け、受診者の利便性の向上を図ります。

② 特定保健指導

事業者委託方式、町の保健師・管理栄養士による直営方式を併用して、継続して実施します。また、特定健康診査の集団健診との同日実施や事業者委託方式によるオンライン面談など、利用者の個別のライフスタイルや事情を考慮し、利用しやすくより効果的な内容で実施します。

③ 生活習慣病の予防

高額な医療費がかかる慢性腎不全による人工透析治療の原因となる慢性腎臓病や糖尿病、脂質異常症の予防を図るため、特定健康診査の結果を活用し、これらの疾患の危険がある者に対して、予防講座や、個別相談会を実施するとともに、講演会への参加を促すなどの予防事業を推進します。

6. 趣旨の普及

町の広報やホームページを活用し、保健事業の周知及び制度の理解促進を図ります。また、ジェネリック医薬品差額通知の発行による啓発など医療費の軽減のための情報発信を行います。

7. 職員研修等

国民健康保険事業を円滑に遂行するため、各種事務研修会に参加し職員の技能向上と知識の修得に努めます。

8. 情報収集

社会保障・税一体改革の全体像と進め方を規定した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）に基づく今後の社会保障のあり方や制度改正に関する情報収集に努めます。

※ 令和8年度の修正・追加箇所は、_____、削除は、_____ で表示しています。

令和8年度瑞穂町国民健康保険月別事業計画

月 別	事 務 事 業	備 考
4月	令和8年度多摩支部事務研究会西地区部会総会 令和8年度レセプト点検実施（毎月、単月点検及び縦覧点検実施） 令和8年度療養費レセプト点検委託（柔道整復等） 令和8年度糖尿病重症予防事業等委託（単価契約）入札・契約締結 第3期データヘルス計画等 実施計画策定業務委託（中間評価）入札・契約締結	
5月	特定健康診査受診券の送付（40歳から74歳まで） 特定健康診査開始（40歳から74歳まで。以下同じ。） 趣旨普及のため、制度改正等広報みずほ随時掲載	
6月	特定健康診査実施	
7月	令和8年度西地区市町村国保運営協議会連合会定期総会 ジェネリック医薬品差額通知発送 資格確認書及び資格情報のお知らせ一斉更新 特定健康診査実施	
8月	令和8年度指導検査資料提出 特定健康診査実施	
9月	特定健康診査実施 特定保健指導等開始	
10月	ジェネリック医薬品差額通知発送 特定健康診査実施 特定保健指導等実施 瑞穂町国民健康保険運営協議会開催（第1回）	
11月	令和9年度予算作成 特定健康診査実施 特定保健指導等実施	
12月	瑞穂町国民健康保険運営協議会開催（第2回） 特定保健指導等実施	
1月	瑞穂町国民健康保険運営協議会開催（第3回） 特定保健指導等実施	
2月	ジェネリック医薬品差額通知発送 特定保健指導等実施	
3月	特定保健指導等実施	

令和8年度瑞穂町国民健康保険税賦課・収納事業計画

月別	事務事業	備考
4月	臨戸訪問等による納税勧奨 木曜窓口延長により納付しやすい環境整備 滞納整理（財産調査、執行停止） 分納誓約者の納付確認 滞納処分（差押） 督促状の送付	
5月	臨戸訪問等による納税勧奨 木曜窓口延長により納付しやすい環境整備 滞納整理（財産調査、執行停止） 分納誓約者の納付確認 滞納処分（差押）	過1期納期限 6/1（月）
6月	臨戸訪問等による納税勧奨 木曜窓口延長により納付しやすい環境整備 滞納整理（財産調査、執行停止） 分納誓約者の納付確認 滞納処分（差押、搜索） 休日納税相談窓口開設 催告書の送付（滞納繰越分）	
7月	臨戸訪問等による納税勧奨 木曜窓口延長により納付しやすい環境整備 滞納整理（財産調査、執行停止） 分納誓約者の納付確認 滞納処分（差押、搜索） 郵送戻りの実態調査 国保（介護保険分含む）賦課、納税通知書発送（令和8年度分）	第1期納期限 7/31（金）
8月	臨戸訪問等による納税勧奨 木曜窓口延長により納付しやすい環境整備 滞納整理（財産調査、執行停止） 分納誓約者の納付確認 滞納処分（差押） 督促状の送付 郵送戻りの実態調査	第2期納期限 8/31（月）
9月	臨戸訪問等による納税勧奨 木曜窓口延長により納付しやすい環境整備 滞納整理（財産調査、執行停止） 分納誓約者の納付確認 滞納処分（差押、搜索） 督促状の送付 住民税未申告調査重点実施（国民健康保険税賦課のため）	第3期納期限 9/30（水）
10月	臨戸訪問等による納税勧奨 木曜窓口延長により納付しやすい環境整備 滞納整理（財産調査、執行停止） 分納誓約者の納付確認 滞納処分（差押、搜索） 督促状の送付 町外臨戸の実施 催告書の送付（現年分） 未申告調査重点実施	第4期納期限 11/2（月）

月 別	事 務 事 業	備 考
11月	臨戸訪問等による納税勧奨 木曜窓口延長により納付しやすい環境整備 滞納整理（財産調査、執行停止） 分納誓約者の納付確認 滞納処分（差押） 督促状の送付	第5期納期限 11/30（月）
12月	臨戸訪問等による納税勧奨 木曜窓口延長により納付しやすい環境整備 滞納整理（財産調査、執行停止） 分納誓約者の納付確認 滞納処分（差押、搜索） 休日納税相談窓口開設 催告書の送付（現年分・滞納繰越分） 督促状の送付	第6期納期限 12/25（金）
1月	臨戸訪問等による納税勧奨 木曜窓口延長により納付しやすい環境整備 滞納整理（財産調査、執行停止） 分納誓約者の納付確認 滞納処分（差押） 督促状の送付	第7期納期限 2/1（月）
2月	臨戸訪問等による納税勧奨 木曜窓口延長により納付しやすい環境整備 滞納整理（財産調査、執行停止） 分納誓約者の納付確認 滞納処分（差押） 督促状の送付	第8期納期限 3/1（月）
3月	臨戸訪問等による納税勧奨 木曜窓口延長により納付しやすい環境整備 滞納整理（財産調査、執行停止） 分納誓約者の納付確認 滞納処分（差押） 催告書の送付（現年分） 町外臨戸の実施 督促状の送付	随期納期限 3/31（水）